

明初江南における籍没田の形成

森 正 夫

目 次

はじめに

第 1 章 洪武元年前後 1・2・3

第 2 章 洪武前期 1・2・3

第 3 章 洪武中・後期 1・2・3・4・5

むすびにかえて

はじめに

明代江南官田の形成過程には、(1)宋・元代の官田の継承、(2)元末の戦乱による無主・荒廃田土の官田への編入、(3)朱元璋の地域政権の時代から洪武年間にかけて行なわれた私人の土地の籍没(抄没)による官田化という三つの側面が存在する。明初江南の官田にこうした三つの側面を反映する三つの系統が存在すること自体についてはかつて旧稿で言及したことがある(注5—1参照)。このうち第一の側面については、顧炎武が基本的な資料を提示して詳細に跡づけている(『日知録』卷十「蘇松二府田賦之重」)。戦後まもなく西嶋定生は、江南デルタの一角松江府における、南宋末以来、明初にかけての「過重田賦」の増大を説くに際して、この側面に注目した¹⁾。第二、第三の側面については、早く『崇禎松江府志』^(卷八)_(田賦二)が次のような一般的な指摘を行なっている。

国初有因兵燹後遺下土田無主者，有籍没張士誠者，有籍没土豪虐民得罪者，此之謂官田。

しかしながら、これら二つの側面については、従来、具体的な立ち入った検討は、ほとんどなされてこなかったといつてよい。

西嶋の研究が発表された戦後まもなくの時期、北村敬直は、商品経済の発達を指標に明末清初を過渡的時代としてとらえることを主張して、地主の存在形態の変化を論じた²⁾。北村は、その際、この過渡的時代の出発点を明初に求め、明初の社会は「商品経済を前提としつつも、一応自然経済の方向にむかって再編成されたものであった」とし、この時期には、宋元時代の豪族地主制が朱元璋の官田政策によって一段高い層次における地主制、すなわち一種の国家的地主制として再編成されたと考えた。北村は官田を朱元璋固有の政策的意図の所産として位置づけたのであ

る。北村説がほどなく古島和雄の正面からの批判³⁾を受けたことはよく知られている。古島はすなわち、元末に至る大土地所有の形成を前提とする点では北村と共通の立場にあるが、元末の農民反乱が必ずしも直接には在地の地主権力を対象とはしておらず、朱元璋の統一は農民の階級的立場に対する地主的反動の上に成立したとした。古島は、在地の地主層とその直接生産者農民に対する支配が明初においても牢固として存在したことを強調し、北村の説くような宋元時代の豪族地主制の明初による再編成説を否定したのである。この鋭利な批判を受けた北村は、のち、唐宋末宋初、専制国家のもとにおける土地私有制の上に成立した地主制が、専制国家の政治機構とともに、明初においても量的、質的に断絶をみることなく、宋から清まで連続していったと述べ、自己の旧説を自ら批判した⁴⁾。日本史との比較を意識しつつ行なわれたこの北村「新説」は、中国固有の国家形態と所有制の特質をふまえ、その上で地主制を位置づけようとしている点において、今日の土地所有関係研究にとっても示唆的である。しかし、北村自身によって否定されたかに見えるその「旧説」にもなお学ぶべきものがあるように思われる。それは、第一に、宋元以来の地主制が元末の反乱と明朝の成立という歴史上の新事態とどのようにかわるか、という問題が提出されていたことであり、第二に、明末清初以降の地主制との対比において、宋元の地主制が「豪族地主制」という特色をもっていたという予測がなされていることである。そして第三に、与えられた制度としてではなく、いわばこれらの問題点、すなわち地主制との関連において、元末明初の社会で朱元璋が直面した課題解決のための実践の所産として官田政策がとりあげられていたことである。もとより朱元璋の官田政策は、北村が念頭においていた日本の幕藩体制の下での領主的所有の再編成のように、社会の土地所有関係に全面的にかかわるものではなく、北村の自己批判もそのことの認識にもとづいているが、右の三点は今もなお示唆的だと思われるのである。

筆者は多年、断続的に明代江南官田について研究し、元代や清初についても関連する考察を試みてきた⁵⁾が、これらの仕事はいずれも、明中葉から明末清初へ、さらに近代へと進む社会経済上の展開にとって、明初段階で成立していた制度としての官田がどのような影響を及ぼすかという視角からのものであった。従って、明代江南官田の形成それ自体を問う努力を怠ってきた。北村「旧説」に内包されている右の三点についても、地主制の視角からいくばくかの考察は試みたものの、これらの考察自体を江南官田を捨象した形で進めてきた。本稿はこのような欠落を克服するための試みの一つとして、冒頭で言及した明代江南官田形成過程の第三の側面である明初における籍没の進行について、初歩的な検討を行なうものである。籍没(抄没)の所産としての籍没田(抄没田)は明代江南官田の新設部分の主要な構成要素の一つであり、元末明初の江南地方の経済的社会的構造と密接な関連をもっていると思われるからである。他面、第二の側面である元末の戦乱による無主・荒廢田土の官田への編入については、旧稿(注5-1)で、「開耕田」、「開墾田」という起科等則の存在に即して行なった予測をさらに十分に裏づける資料に遭わず、他日を期さざるを得ない。

この主題については、同時に発表する拙稿「明初の籍没田について—江南官田形成過程の一面—」(『東方学報』京都第58冊, 1986年3月。以下別稿と略称)で、制度史的資料による基本的史実の確認を行っており、本稿では、洪武末年までの籍没の進行と政治過程及び土地所有をはじめとする経済的社会的諸関係を中心にとりあつかう。なお、この別稿及び本稿では、洪武年間(1367—1398)を政治過程及び官田政策上の節目にもとづいて洪武前期(元年—十二年)、中期(十三年—二十二年)、後期(二十三年—三十一年)に区分している。また、洪武年間の政治過程については、別稿同様、檀上寛の一連の作品、とくに「明王朝設立の軌跡—洪武朝の疑獄事件と京師問題をめぐって—」(『東洋史研究』37巻3号。1978年)、「元・明交替の理念と現実—義門鄭氏を手がかりとして」(『史林』65巻2号。1982年)から多くの教示を得ている。また、1967年の旧稿⁶⁾では、元末明初期の江南地方の地域社会に固有の支配層について、「土豪・富民層」という概念を用いたが、本稿では、『明実録』洪武三年二月庚午の記事でこの層を指して用いられている「富民」という表現をそのまま借りて「富民」乃至「富民層」という語を充てる。

第1章 洪武元年前後

1

洪武年間、明朝国家によって行なわれた民間の所有田土の籍没は、どのような社会層を対象として、どのような契機で行なわれたのか。この籍没の進行過程はどのようなものであったのか。

建文四年(1402)六月、燕王朱棣(永楽帝)によって応天府で磔刑にされた方孝孺は、そのしばらく前、浦江の義門鄭氏に属する鄭湜の墓表の冒頭で次のように記している。

太祖高皇帝、以神武雄断治海内、疾兼併之俗、在位三十年間、大家富民、多以諭制失道亡其宗。⁷⁾

「兼併の俗」に対する朱元璋の批判にもとづいて、洪武三十〔一〕年の全時期を通じ、「大家富民」の宗族の解体が行なわれた、と方孝孺は総括している。洪武三年二月、朱元璋による全国の富民引見に先立ち、「田税」の多寡を基準として行なわれた富民分布状況の調査によれば、浙西、すなわち江南地方に富民が集中しており、年間納税額100石から3,800石に至る554戸の富民をもつ蘇州府がその典型として挙げられていた。⁸⁾方孝孺の「大家富民」に関する発言も主として江南地方を念頭に置いてなされたと思われる。宣徳十年(1435)—弘治十七年(1504)在位の蘇州府呉江県の人呉寛は、洪武のごく初め頃に生まれた同県の人莫輶の伝の中で、「呉」、すなわち、江南地方の歴史を溯って次のように述べている。⁹⁾

宋興，錢氏納土，頼其巨漚其籍于水，更定賦法。休養生息，至于有元極矣。民既習見故俗，而元政更弛，賦更薄（薄），得以其利自私，服食宮室，僭擬踰制，卒之徒足以資寇兵而已。皇明受命，政令一新，豪民巨族，剗削殆盡。蓋所以鑒往弊而矯之。

元代における「豪民巨族」の甚しい奢侈は、元末の反乱の契機となったが、明朝は彼らをほとんど滅亡させてしまった、と呉寛は判断している。明朝は「大家富民」の「宗を亡ぼし」、「豪民巨族」を「剗削」するとき、同時に、その所有田土の籍没を行なった。宣徳九年（1434）から弘治九年（1496）にかけて在世した蘇州府呉江県の人史鑑は、方孝孺、呉寛と同様の発言をした際、このことに触れている。¹⁰⁾

浸淫至於元季，上弛下縦。兼併之家，占田多者数千頃，少者千余頃，皆隸役齊民，僭侈不道。本朝任法為治。而其徒猶蹈前轍，不知自檢，往往罹罪罟，則戮其孥，籍其家，没入其田，令民佃之，皆驗私租以為稅之多寡。

洪武年間を生きた方孝孺、洪武を去ることほど遠くない時期に生まれた呉寛、史鑑の以上の発言には共通した認識が見出される。すなわち、洪武年間には、明朝国家が、「大家富民」、「豪民巨族」あるいは「兼併の家」などと称される社会層、本稿のいわゆる富民層に対して厳しい弾圧を加え、この弾圧の一環として籍没を顕著に推進したという認識である。洪武年間の籍没についてのより全面的な理解を獲得するために、方、呉、史らのこうした認識を手がかりにしながら、前述のように所有規模の大きい富民層の分布が最も密であった江南地方を対象として、個別具体的な事例の検討を試みたい。叙述は、洪武元年前後、洪武中期、洪武後期の三つの時期に即して行なう。

2

宣徳五年（1430）、応天巡撫周忱に提出された松江府上海県の人杜宗桓の「上巡撫侍郎周忱書」に

国初籍没土豪田租。有因為張氏義兵而籍入者。有因虐民得罪而籍入者。¹¹⁾

と記す。張士誠の義兵の役割を果たしたためその所有地を籍没されたという土豪の典型が、同時代の読書人によって「大姓」あるいは「豪民」と呼ばれた松江府上海県の錢鶴阜である。¹²⁾

元末の至正二十六年（1366）八月、朱元璋軍は張士誠政権の中心的基盤である浙西—江南地方への攻撃を開始し、翌至正二十七年（呉元年）三月には張士誠政権を平江路城（蘇州府城）に孤立させるに至った。この時、朱元璋軍の総司令官であった徐達は、応天府城の城郭を築くために、

すでに占領していた各府に対して、土地所有額に応じた磚の徵發を命じた。これに反対する松江府華亭、上海両県の世論を背景に、朱元璋軍に対する蜂起を行なったのが銭鶴臯¹³⁾である。上海県諸翟鎮の郷鎮志である『紫隄村小志』（巻頭に清康熙57年—1718—の「弁言」あり。以下『小志』と略称）及び『紫隄村志』（清咸豊6年—1856—の自序あり。以下『村志』と略称）は、後代に編纂されたものであるが、この地が銭鶴臯の居住地であったため、彼に関する貴重な記録を残している。

「土豪」，「大姓」としての銭鶴臯の存在形態は次のようであった。

銭鶴臯，松江上海人，世居邑之西境。原係五季吳越王裔，累葉富饒甲遠邇。祖及父大倫皆佃党仗義，築梁立廟，不少恡惜。今村東南諸石橋，多其所建也。鶴臯才氣過人，承守世業，日益恢大，十里中一切田宇，無他姓參禱。性好俠，務立功敬礼賢士，一時知名者多歸之（『小志』巻前・人物・銭鶴臯）。

「十里中一切の田宇，他姓の參禱する無し」という句に集約されるように，銭鶴臯はその居住地周辺の土地を集積して一元的に所有するに至った大土地所有者であった。その蓄積された富は，知名の士との交遊，白石のみで岸や底を固めた豪華な池をもつ別荘の建設（『村志』巻三・古蹟）に費消されたほか，地域の橋梁や寺廟の建設にも用いられた。『小志』巻二・橋梁や，『村志』巻四・廟院にはこれらの事業や関連の遺構についての詳しい記述がある。銭鶴臯はその大土地所有を実現するにあたり，地主佃戸関係に依拠していた。

羅德甫，村北陸家巷人，与同里翟仁鑿諸某同為銭鶴臯將。三人並奇勇，旧係鶴臯佃戸。諸尤驍猛，每歲完租，輒用三石筭二，滿貯穀米，肩至銭所，衆吐吞咄異。鶴臯起義，遂用為將（『小志』巻前・人物・銭鶴臯）。

銭鶴臯と姓を異にする佃戸羅、翟、諸及びその他の「衆」とのあいだには，租（＝地代）の収取を媒介とするまぎれもない地主佃戸関係が結ばれているが，同時にそこには，強固な人格的結合関係が見出される。銭鶴臯はこうした人格的結合関係を中核として地域社会を統合している土豪的在地地主だったのである。

銭鶴臯は，張士誠が元の正朔を奉じたことを支持した。至正十八年（1358）十月には，元朝が張士誠に太尉の爵を授けたのにもない銭も元朝から行省左丞の官を受けた（『小志』巻前・人物・銭鶴臯）。朱元璋軍の徐達が前述のように磚の供出を割当て，負担にたえかねた各府で動揺が起こり，続いて徐達が平江路城攻撃を開始すると，銭鶴臯は「家財を散じて郷勇を招集し，期を刻して援に赴いた」（『小志』巻前・人物・銭鶴臯）。『小志』の作者は，

按鶴臯以元民授元爵，則不悖於元者，斯附之矣。

と述べ、銭鶴阜を元朝に忠なる者として顕彰する立場をとる。筆者は、銭鶴阜の蜂起を、元朝・張士誠政権対朱元璋政権の図式のみでとらえるのは一面的であり、旧稿で指摘したように、地域社会を基盤とするその富民としての利害が、蜂起の重要な契機であったと考える。しかしながら、当時の政治的軍事的情况の中で、朱元璋政権の側から見たとき、この蜂起が張士誠政権支持の「義兵」としての役割を果たしたことは認めなければならない。

銭鶴阜の蜂起軍は朱元璋軍との戦いに破れた。

鶴阜与翟帥及〔張〕思廉等俱被執，檻送金陵死之。(中略)家遭籍没，拳族易姓循免(『小志』卷前・人物・銭鶴阜)。

銭鶴阜は自軍の部将とともに逮捕され、応天府に連行の上誅殺され、その「家は籍没に遭った」。この時、同族の人びとは姓を銭から他の姓に改めて逃亡し、籍没を免れることができた、とされるが、それは同族の身柄の収容を避けることができたという意味であろう。この時、銭の部下として働いた銭の佃戸である羅徳甫、翟仁、諸某などについては、

銭既敗没，羅等並受抄籍(『小志』卷前・銭鶴阜附記)。

とあり、蜂起関係者に対する籍没は徹底して行なわれている。従って銭鶴阜の土地・家屋など不動産の没収は避けることができなかったと判断される。

洪武年間に入っても、明朝は銭鶴阜の蜂起の影響に神経を費した。『明実録』洪武三年十二月戊午の条には、

初鶴阜作乱伏誅。其党株連不已。至是復逮至百五十四人。法当死。

とある。朱元璋は、このとき、彼ら百五十四人を「脅従者」と見て死罪を免じ、蘭州への流刑に処するが、『明実録』の右の記述によれば、銭鶴阜の誅殺から、この時点に至る三年間に、連坐して逮捕される者があいついでいる。呉元年の銭鶴阜の蜂起に際しては、松江府のもう一つの県である華亭県の民衆も呼応し、府下の塩業労働者も積極的に参加している。また蘇州府嘉定県、嘉興府、湖州府にもその影響は及んだ。従って、松江府を中心に行なわれた銭鶴阜の蜂起関係者の土地・家屋及び家族員の籍没は相当の数のにのぼったとみなされる¹⁵⁾。銭鶴阜の蜂起は、地域的権力であった時代の朱元璋政権に対する抵抗の最後の段階に属するものであったが、元の至正十七年(1357)に朱元璋政権の支配下に入った徽州府では、その当初すでに田土の没官が行なわれていた¹⁶⁾。銭鶴阜ら、松江府における「張氏の義兵と為った者」からの籍没は、張士誠政権の本拠地であった浙西—江南地方とその東辺としての浙東の北部をはじめ、各地における朱元璋政権への抵抗者からの籍没を集約的に示すものであったと言えよう。

3

張士誠政権を滅亡させた翌月、呉元年十月、朱元璋政権は蘇州の富民を朱元璋の起兵の地である濠州、のちの南直隸鳳陽府臨淮県に移住させた。これについて『明実録』同月乙巳の条は、

徙蘇州富民，實濠州。

と簡潔に記すのみである。しかしながら、この徙民は、翌年正月、朱元璋が明朝国家を設立した当初においても、また蘇州府のみでなく、松江府についても行なわれ、かつ徙うつされた富民の所有地の籍没をともなっていたように思われる。

『南呉旧話録』巻十九・曠達・顧思聰の項には、その祖先、元末明初の人顧徳輝について、三編の記事を附す。その一つが左に引く『列朝詩集』の一節である。

〔顧〕徳輝，字仲瑛，別名阿瑛，崑山人，（中略）至正之年，仲瑛封武略將軍・飛騎尉・錢塘県男。洪武年，元故官例徙臨濠（徙は徙の誤りであろう）。二年三月卒。年六十。

武略將軍は元代の武官の位階の一つであり、県男も爵位であり、実際の官職と遊離した称号である。飛騎尉もそうであろう。顧徳輝はこの称号のために「元の故官」、すなわち旧元朝に仕えていた官僚として、当時の規定により臨濠に移住させられたのである。三編の一つ、楊君謙『蘇談』の一節には、

顧阿瑛（徳輝），在元末為崑山大家。其亭館蓋有三十六処，每処皆有春帖一對。阿瑛手題也。

（中略）後阿瑛遭乱，財尽散去，遂削髮為在家僧。

とあり、顧徳輝が元末の動乱期までは豊かな資産をもつ蘇州府崑山県の「大家」であったことがわかる。いま一つ『語言』からの引用には、彼が元代においては、文化財を蒐集し、別荘を築き、文人を招いてサロンを開くという一連の活動によって江南一帯に著名な富人があったことが示されている。

顧仲瑛，輕財好客，購古法書名画・彝鼎秘玩，築別墅於茜涇西，題曰玉山佳処，日夕与客置酒賦詩。一時名士，若楊廉夫・柯九思・張伯雨輩，咸主其家。園池之勝，圖史之富，甲一時。才情妙麗，風流文雅，著稱東南。

こうした顧徳輝の活動を、元末江南の富人の動向の中に位置づけ、あわせて顧徳輝の徙民に至る経緯を具体的に記しているが、呉寛の「跋桃源雅集記」¹⁷⁾である。

元之季，呉中富室，争以奢侈相高。然好文而喜客者，皆莫若顧玉山。百余年来，呉人尚能道其盛。（中略）玉山在国初以其子元臣為元故官，徙詔旨，徙居中都。於是一時富室，或徙或死，声銷景滅，蕩然無存。

ここで注目されるのは、第一に、顧徳輝が、奢侈を競いあった「呉中の富室」という元代江南固有の社会層の一員として位置づけられ、その上で文人サロンの主宰者としてのその個性的側面が評価されていることである。第二に、顧徳輝自身は元朝の官僚であったことはなく、その息子がそうであった故に、明朝から「元の故官」とみなされたという事情が明らかにされていることである。前述の称号も息子の官職にみあったものとして封贈されたことがわかる。第三に、「国初」における中都（鳳陽府）への「元の故官」の家の徙民によって、元末の「呉中の富室」が、「或いは徙り、或いは死し、声銷え景滅び、蕩然として存する無し」と、その社会的勢力を決定的に弱体化させたといわれていることである。右に見てきた一連の資料は、明朝によって強制的に「徙居」された「呉中の富室」の財産籍没には触れていないが、その可能性は示唆されているといえよう。この問題はのちに言及する。

この時期における江南地方の富民の南直隸鳳陽府への強制移住は、松江府においても行なわれた。嘉興府崇徳県の人、洪武六年に国都応天府の国子学助教となり、同八年に中都鳳陽府の国子監に移り、同十一年に致仕し、卒した貝瓊は、松江府についての二つの貴重な記録を残している。その一つ「帰耕処記」¹⁸⁾の冒頭の一節にいう。

呉大姓謝伯礼氏，繇雲間徙臨淮之東園，築室若干楹，題曰帰耕処。

「呉の大姓」であった謝伯礼は、雲間、すなわち松江府から鳳陽府臨淮県の東園に徙っている。行文中に記すところによると、貝瓊が中都で謝伯礼と出あったのは、謝伯礼が「二千里」を越えるこの東園に移ってから「十年の久しき」を経たあとのことであったとされるから、移住の時期は洪武元年頃であろう。元代の松江府における「大姓」謝伯礼の情況は次のようであった。

初余遊九峯三泖間，嘗愛其俗務本而好學，故無不耕之民，無不食之地。而諸謝雄蓋一邑，比古之秦陽。時伯礼自松江別駕帰，亦耦田夫野老於隴上，不以為恥矣。蓋耕而仕也，進而行吾道，仕而耕也，退而求吾志，出処一致也。

三泖の所在からすると、謝伯礼は松江府の二県中の華亭県の人である。謝姓の人びとは、漢代の人、秦陽のように、農業を基盤として富を蓄積した富民であり、その勢力は県内でぬきんできたものがあつた。元末の動乱以前、貝瓊がこの地ではじめてその一員としての謝伯礼を知った当時、謝伯礼は松江府の通判の任を辞して在来の住所に帰り、農業に従事していた。「大姓謝伯礼氏」といわれるように、謝伯礼自身、他の謝姓の人びとと同様、少なからぬ土地を所有する地主であったとみなされるが、彼の場合には自らも直接農業経営にを行なつた。注目すべきは、彼が一定の時期、出身県の所属する松江府の通判の任についていたことである。元代には、明代のように厳格な官僚の本籍地任用回避の制度がなく、読書人が地元の地方官庁の要職につくことが可能だったようである。謝伯礼が洪武初年に鳳陽府に移されたのは、彼自身が「大姓」であると

ともに、文字どおりの「元の故官」であったことにもとづくものと思われる。

貝瓊の今一つの文章「滄州一曲志」¹⁹⁾は、元末、「華亭の大姓邵文博氏」によって居宅の東部に設けられ、池に巨石を配し、伝説の島滄州にちなんで「滄州一曲」と名づけられたその庭園を主題とする文章である。貝瓊は、邵文博の子邵麟の家庭教師をつとめ、この庭園での宴席に参加した経験をもつ。彼は、元末の動乱期を経たのち、洪武八年から中都鳳陽府の国子監で教職にあった当時、その七年前、郷里の松江府華亭県からここ鳳陽府臨淮県東園に移住してきた邵麟に会い、邵文博が死に、庭園も廃墟となったことを聞く。邵文博の往時を貝瓊は次のように想起している。

後値兵変，余（貝瓊）契家南遷構李（崇徳県），回思其所，猶歴歴在目。每称東南之雄於賢者非一，而能有林壑之趣，莫若〔邵〕文博焉。

邵文博は「賢に雄なる」資産家の中でももっとも風趣に富んだ庭園の持主であった。彼が「元の故官」であったかどうかについては記載がない。

徙民にともなり籍没は「元の故官」の場合については確実に実施されたと思われる。というのは、蘇州の富民の濠州（鳳陽府）への移住が『明実録』に記されたと同じ時点、呉元年十月から二ヶ月間、松江府で「元の故官」の所有地の調査が行なわれているからである。顧徳輝のサロンに出入りしていた文人の一人である楊維禎は、呉元年十月、松江府における「経理」のために派遣された司農司の丞の杭仲玉を送る二篇の文章を書いた。その一つ「送司農丞杭公還京詩序」²⁰⁾には次の一節がある。

出使呉松，経理僧道故官田土，曾無苛察徼倖，以話言為期会，訖不刑一箠而事集于兩月之間。

この際、杭仲玉が朱元璋政権から与えられていた基本任務は、他の一篇「又代馮県尹送〔杭仲玉〕序」²¹⁾によれば、「田賦を経理」すること、すなわち課税対象としての田土の調査にあった。そして、この「経理」を通じて「官民田土」全般の課税台帳への登録が行なわれた。右の引用文中で、僧田、道田、故官の田土が「経理」の対象として特に指摘されているのは、それらが、いわば特別調査項目としてとりあげられ、重視されていたことを示すものである。呉元年十月から行なわれた元朝の「故官の田土」の調査は、洪武元年頃に実施された「元の故官」の鳳陽府への強制移住後、その所有田土を籍没するための準備作業であったと考えられる。

「元の故官」の鳳陽府への強制移住がその所有田土の籍没という措置をともなっていたことについては一つの重要な傍証がある。洪武元年正月、まさに強制移住が進行しつつあったとき、明朝国家が頒行した『大明令』刑令の中の次の規定である。そこでは里長による賄賂などの不正な金品の収受に対する罰則がとりあげられている。

凡江南府分里長犯贓，罪至徒者，除湖広行省所轄府分及九江・南康・池州等府，依律徒役外，

其余去处里長，依律断訖，將本人見種田土没官，連同居共爨家小，遷徙江北地面住坐，照依所没田地頃畝数目，撥付荒田，為業耕種。

ここでの「江南」は、元朝が「腹裏」に対して用いた呼称を踏襲しており、広く長江以南の地域を指している。湖広及び九江・南康・池州府を除く「江南」における当該の里長の受けるべき罰は、「本人見種田土」を没官された上、同居家族とともに江北に移住させられ、その没官田土面積に見あった額の荒田を支給されて、それを「耕種」することであった。このような方式は、「元の故官」やその他の富民の強制移住に際しても適用されていたと思われる。現実には、「松江別駕（松江府同知）」辞任後、郷里華亭県で自ら農業に従事していた「大姓謝伯礼」は、鳳陽府に強制移住させられて以後も農業を続け、

獲田吾田而不失為農者五十年(貝瓊「婦耕処記」前掲)。

と述べている。また、同じ華亭大姓邵文博の家で、強制移住後、その子邵麟が自ら農業を営んでいたこと²³⁾については、麟が、

去郷里七年，固不得守丘墓為戚。近築室平岡之下，獨與母居。芸其地，有秀可擷，漁於川，有鮮可食。(貝瓊「滄州一曲志」前掲)

と述べている。強制移住後、かかる「大姓」たちは一定の耕地を支給されたのである。他方、彼らの江南の故地における土地は、『大明令』の右の規定のごとく、「經理」実施ののち、籍没されたものと判断される。

『大明令』の右の規定は、また、呉元年十月から開始された江南蘇州・松江地方の強制移住について、第一にその対象が、「大姓」「大家」だけでなく広く富民層全般に及んでいたこと、第二に、「元の故官」であったというような政治的契機だけではなく、収賄のようないわば経済的契機にももついていたことを示唆する。

元代、里正・主首の役に当たっていたのは、農村在住の土地所有者であった主戸の中の富裕な層に属するものであり、国家は彼らに対して、

為朝廷惠養小戸，辦納官糧，应当雜役。

という任務を課していた。²⁴⁾『大明令』の規定における洪武元年当時の里長も、同様の存在形態をもつ在地地主であり、同様の任務を国家から課せられ、地域社会の統合を実質的に担う支配層であったと思われる。彼らは元末明初の富民層の幅広く部厚い底辺を形成していたと考えられる。強制移住はこの層にも及んでいたのである。

『大明令』が、贓罪の主体として、官吏と並べて里長を挙げているのは、彼らが担っている税糧の徴収、徭役の賦課に際して、大小の土地所有者が日常的に金品を贈り、さまざまな請託を行

なっていたことを示すものである。強制移住がこうした行為の罰として行なわれたとするならば、その対象者の範囲はかなり広汎なものになるであろう。

以上の検討によって、明朝成立前後の江南の富民の強制移住の特徴が明らかになった。第一に強制移住一徙民は、呉元年十月の時点だけでなく翌洪武元年にも行なわれており、洪武二年に及んだ可能性もある。第二に、蘇州府だけでなく、松江府においても実施されている。第三に、強制移住の対象となった社会層は「富民」「富室」と概称されているように、豊かな財産を所有していた。そこには、「崑山〔県〕の大家」（顧徳輝）、「〔華亭〕県の大姓」（謝伯礼）、「華亭〔県〕の大姓」（邵文博）と呼ばれているように、富民の中でも有力な分子がより多く含まれていた。ちなみに、呉寛は、蘇州府長洲県の「邑の大姓吾氏」について、「国初、吾既に遠徙す」という言及を行なっている。^{補注}他方、里長など富民層の底辺を構成する人びとも強制移住の対象となっていた。第四に、これらの富民の中には、その富を華麗な庭園やそこでの文人サロンの開催のために用いたことに見られるように、農業経営から遊離した生活を営んでいたがもの見られた。しかし、彼らを含めてその住居はなお農村部に置かれており、里長クラスはもちろんのこと「大姓」といわれる人びとの中に自ら農業経営に従事する謝伯礼のような存在があったことも見逃せない。第五に、富民のうち、自身あるいは子息が元朝の官僚であった、いわゆる「元朝の故官」はかなりの比重を占めており、無条件に移住の対象とされた。第六にこの強制移住は、その所有の田土をはじめとする江南における資産の籍没をともなっており、移住命令の対象となった富民は在来の地域社会における社会的結合関係と経済的基盤を一挙に喪失した。

元代江南における富民層の地域社会における影響力は、この徙民によって、朱元璋統治時代最初の、しかももっとも集中的な打撃を受けたといえよう。

なお、顧炎武は呉元年九月の平江路城陥落とともに滅亡した張士誠政権の官僚の私産籍没について次のように指摘している。

至張士誠拋呉之日、其所署平章太尉等官、皆出於負販小人、無不志在良田美宅。一時買獻之産、徧於平江。而一入版図、亦按其租簿没入之。²⁵⁾

顧炎武の依拠した資料は不明であるが、その指摘の内容は、想定しうる当時の歴史的事情ときわめて相即的である。蘇州・松江両府における「元朝の故官」は、朱元璋政権の敵対権力の構成者であり、彼らを強制移住させ、その土地を籍没することは、第一義的には政治的要請にもとづくものであった。銭鶴臯らいわゆる「張氏の義兵」に対する籍没も直接的には彼らが政治的敵対者だったからであった。朱元璋政権の敵対者であった張士誠政権の構成員の籍没が行なわれたことも同様の要請にもとづく必然的な措置であった。しかしながら、改めて確認されねばならないのは、すでに明らかにしてきたように、明朝国家成立前後の江南地方における籍没や徙民の対象者が、銭鶴臯に従った佃戸を除けば、いずれも富民というこの時期に固有の社会層に属していた

ことである。

第2章 洪武前期

1

洪武三年二月，朱元璋は、前述のように、国都応天府において全国の富民を引見したが、この引見を朱元璋が決意したのは、『明実録』によれば彼の次のような認識からであった。

富民多豪強。故元時，此輩欺凌小民，武断郷曲，人受其害。²⁶⁾

朱元璋は、すなわち、富民の存在それ自体ではなく、その「豪強」なるあり方を問題とし、その沿源を元代に求め、この時代には富民の中の「豪強」なる分子が一般民衆を圧迫し、地域社会の抑圧者となったという認識を示している。

この認識に見られる富民の「豪強」なるあり方への厳しい批判には、農民軍の一員として、あるいは地域権力の担い手として元末の社会を生きてきた朱元璋自身の切実な体験が反映されている。朱元璋によるこうした認識の表明は、江南地方を支配していた張士誠政権を打倒し明朝国家を樹立することによって、政治的課題をひとまず解決した朱元璋が、改めて社会矛盾の解決に立ち向わねばならなかったことを示している。朱元璋は、この認識をふまえ、当面、富民の「豪強」なるあり方を自主的に規制させようとした。右の引見時の説諭はこの方針を代表している。

至是，諸郡富民至入見。上諭之曰，汝等居田里安享富稅者，汝知之乎。（中略）今朕為爾主，立法定制，使富者得以保其富，貧者得以全其生。爾等當循分守法，能守法則能保身矣。毋凌弱，毋吞貧，毋虐小，毋欺老。孝敬父兄，和睦親族，周給貧乏，遜順郷里。如此良民矣。若效昔之所為，非良民矣。²⁷⁾

省略した部分を含め、朱元璋は富者からも貧者からも独立した調停者、立法者としての君主の支配の正当性と富者、貧者双方による法の循守を説く。そのことを前提として展開される「爾等」以下のこの説諭の核心部分では、朱元璋は面前の富民に対して、地域社会（郷里）、同族（親族）、家族（父兄）において富者の側が自主的にこれらの徳目を実践することを要求する。この要求は、「若、昔の為す所に效わば良民に非ず」として、富民に元末に至るまでの歴史的状況を想起させ、「能く法を守らば則ち能く身を保つなり」として、誅殺、籍没などの苛酷な処分を想到させつつ行なわれており、きわめて迫力あるものとなっている。

翌洪武四年九月，皇帝朱元璋は「以良民治良民」という主旨から、税糧一万石を納入する地域

を単位として、「田土多者」を糧長に選定し、地方官に代って彼らに税糧の徴収を行なわせることを決定した。²⁸⁾さらに洪武八年十一月、朱元璋は「有恒産者有恒心。今郡県富民多有素行端潔、通達時務者」という判断の下に、戸部に命じて「民租之上者」のリストを作成させ、監察機関にその素行を調査させた上で、²⁹⁾富民を官僚として登用する方針を打ちだした。これらの措置は、明朝国家が当時の中国社会の支配階級としての富民の存在自体についてはそれを肯定し、前提としていた、という一般的事情のみにもとづくものではない。洪武元年(1368)の明朝国家成立前後と、洪武十三年の胡惟庸の謀反事件以後の時代との中間に位置するこの時期にあって、明朝国家は籍没や徙民をとまなり苛酷な対富民政策を相対的に緩和し、彼らの明朝国家への参加をある程度推進しようとしたのであった。

2

しかしながら、この時期においても、江南地方の富民層の間には明朝権力成立前後に集中的に行なわれた籍没や徙民のもたらす緊張感が持続していた。貝瓊が洪武六年から八年にかけ、国都応天府で国子学助教をつとめた折の文章の集成である『金陵集』所収の「横塘農詩序」に記された、蘇州府嘉定県横塘の人秦文剛の発言は、³⁰⁾そのことを如実に示している。

姑蘇控江引湖，地美而宜稻，由是業者恒足焉。其属邑嘉定之横塘，有秦君文剛隠於農者也。自号横塘農。而農之言曰，(中略)吾生長田間，自吾祖至於吾六世，未嘗一日而去農。方農祥司春，父子畢出，耕之欲勤，播之欲時。(中略)苟力之不齊而責其報之豊，治之不早而冀其成之速，悪可得邪。故吾之知農為深。而人之不為農者，亦莫知吾之知農也。

このように秦文剛は代々自ら直接農業経営に従事してきた農民であるが、彼に出仕を勧める人から「治田之暇，臥牛背，誦古人書」と評されている読書人でもあり、一定の剰余を蓄積するに足る土地所有と経営規模をもつ在地手作地主ではないかと思われる。この秦文剛が次のような発言を行なっている。

又曰，吾視，三吳巨姓，享農之利而不親其勞，数年之中，既盈而覆，或死或徙(あるいは徙か?)，無一存者。吾以業農独全。歳給貢賦外，則擊鮮釀酒，合族人郷党，酌而相勞。榮辱得喪，拳不得撓吾中矣。

秦文剛の語るところによれば、「農の利」を享受しながらも自らは農業経営から遊離していた江南地方の「巨姓」は、数年間のうちに、榮華を極めた末に籍没され、誅殺あるいは徒刑に処せられ(あるいは徙居させられ)て、洪武六一八年当時には、一人もいなくなってしまうのであった。これに対して、秦文剛自身は農業に従事していた故に無事を保つことができた。秦文剛は、一年

の収獲を終え、納税をすませたあとは、一族や地元の人びとと祝宴を開くだけで満足であり、農業経営から離れた栄光と屈辱、成功と失敗の世界はみな自分の心をたわめることはできない、と述べている。秦文剛は「三呉巨姓」が打撃を受けたのがどの数年間であったかを具体的には述べていないが、それは秦文剛にも、書き手貝瓊にも暗黙の裡に理解できる特定の一時期、すなわち呉元年から洪武初年に至る一連の時期であったと思われる。農業経営を離れ、「榮辱得喪」の世界に身を投じたときされる「三呉巨姓」の姿が、この時期に鳳陽府へ強制移住させられた富民、大姓のそれに酷似しているからである。手作地主であったと想定され、読書人でもあった秦文剛は、富民の下層に属していたとみなされるが、洪武前期の江南地方の富民層は、このように洪武元年前後の歴史的体験を共有しながら生活していたのであった。

秦文剛の発言を貝瓊が記録した洪武六一八年をはさんで、洪武三年の朱元璋による富民引見と説諭から洪武十二年までの期間、江南地方における、籍没実施についての具体的な記録は乏しい。その中で『明実録』洪武七年五月癸巳の記事は注目される。

上以蘇松嘉湖四府近年所籍之田，租稅太重，特令戶部計其數，如畝稅七斗五升者，除其半，以甦民力。

ここでは、「近年所籍の田」とあり、洪武七年に先立つ近い過去における籍没が明朝自身によって確認されている。ただ、この記事は、明朝が江南地方の官田に対して行なう最初の税糧削減に関するものであり、「近年所籍之田」は洪武元年前後に集中的に籍没された田土を当然のこととして含んでいる。従って『明実録』のこの記事から元年前後以降の籍没の進行がどの程度のものであったかを読みとめることは容易ではない。

顧炎武が言及している蘇州府の富民沈万三（秀）の籍没は、中国の陳兆弘によれば、洪武二年から六年にいたる国都応天府城建設に際して沈万三が資金提供を申し出たことにもとづく³¹⁾。しかしながら、清水泰次が「沈万三説話考」で紹介した多くの資料³²⁾、陳兆弘が新たに注目した沈万三住地の郷鎮志『光緒周莊鎮鎮志』の少なからざる記事によっても、沈万三自身の籍没については、その時期をも含めて不明な点が多い。洪武九年に起った洪武年間最初の疑獄事件三居である空印の案においては、檀上寛によれば、江南出身者を含む多くの地方官の誅殺・流刑が行なわれた³³⁾。しかしながらこれともなう籍没に関連する資料は見出しえていない。

このように、なお検討すべき点は少なくないが、洪武元年前後の一時期が過ぎて以後、洪武三年から十二年にいたる期間の江南地方においては、他の地方でも見られたように個別的な籍没は断続したものの、集中的な籍没は行なわれていなかったように思われる。

洪武十二年四月序の『洪武蘇州府志』卷十・税賦・田畝の項所載の地目別田土面積の統計に反映されている。

本朝計撥本府所轄六県及崇明〔県〕新隸

共有田土 67,490頃

内該

官田土 29,906頃07畝 (約44%)

民田土 20,945頃51畝 (約31%)

抄没田土 16,638頃40畝 (約25%)

(「分」以下の単位は転記に際して省略した)

この統計では、官田土、民田土とははっきり区別されて抄没田土の項目が設定され、その面積が全体の約25%、すなわち4分の1を占めている。洪武前期において籍没(抄没)田の占める比重はすでになみなみならぬものであったことがわかる。田畝の項においては、続いて

各県具有起科等則、亦任土所宜而作貢也。

と書かれ、そのあと、府下の各県ごとに、官田土、民田土、抄没田土それぞれの面積と起科等則(秋糧として徴収される米穀の畝当り公定徴収額)とが綿密に記されている。この詳細な記録のもつ意味については、1960・61年の旧稿で立ちいって検討を加えたので、ここではくわしく触れることを避けたいが、各県の抄没田を通じて見られる特徴を結論的に言えば、左のようになる。

抄没原額田 面積狭 每畝徴収額 7.3斗~4斗

抄没今〔減〕科田 面積広 每畝徴収額 3.5斗~3升

しかし、ここで注意しておきたいのは、同じ『洪武蘇州府志』卷十・税賦の中の税糧の項である。

本朝自吳元年克取本府，夏稅秋糧歲賦，具有定籍，莫盛於斯。

税計(中略)

糧計 正耗 2,146,830石

黃豆 正耗 2,781石

花椒 8斤7両5錢

(糧、黃豆の「升」以下の単位は省略してある。黃豆、花椒は崇明県にのみある)

すなわち、ここでは、明朝国家が官田、民田、抄没田から徴収した公課としての米穀は、すべて一括して〔秋〕糧の名で合算され、表示されているのである。このことは、抄没田からの公課徴収が、そのうちの公侯への賜田として指定された部分を除くと、官田、民田と変らなかつたことを意味する。言い換えれば、抄没田は、官田、民田と同様に、有司——地方行政機関としての

府・県によって管理され、従って抄没田の負担する公課は、「官租」としてではなく、両税法にもとづく「税糧」として徴収されていたのである。

『洪武蘇州府志』の田土・税糧の統計は、このように、洪武前期における籍没の進行と籍没田（抄没田）の大量の蓄積を示すとともに、籍没田が従前からの官田、民田と同一の徴税組織の下で管理され、籍没田の公課も従前からの官田、民田の場合と同じく「税糧」として徴収されたことを示している。

洪武前期の明朝国家の土地制度・税糧徴収制度に示された籍没田のこうした特殊性と一般性は洪武中期にも継承された。洪武中期に入るやまもなく、洪武十四年(1381)正月、明朝は全国の府県に賦役黄冊の作成を命じ、その作成単位とし1里110戸からなる里甲の編成が決定された。³⁵⁾ 賦役黄冊の作成と里甲の編成が集権的統一国家としての明朝の経済的社会的基盤、すなわち広義の物的基盤の確立を目的として行なわれたことは明らかである。この賦役黄冊に関する諸規定のうち、税糧の徴収やその前提としての所有地の登録については、洪武二十六年(1393)所定『諸司職掌』³⁶⁾ 収載の「戸部職掌」がもっとも古く、かつ詳細に記録している。ここでも、籍没田には、官田、民田とはっきり区別されてとりあつかわれる側面と同一にとりあつかわれる側面とが見出される。「戸部職掌」・民科・州県所属の田土の項は三つの部分からなっている。³⁶⁾

第一の部分においては、国家が官田からは「官田則例」によって、民田からは「民田側例」によってそれぞれ「税糧」を徴収することが規定され、第三の部分においては国家が、その籍没した田土からは「没官則例」によって「税糧」を徴収することが規定されている。このように、官田、民田、籍没田にはそれぞれ相異なった「則例」が適用される。と同時に、徴収される公課はいずれも「税糧」と呼称されている。このことは官田、民田、籍没田が、いずれも府・州・県の統括する里甲組織の下で管理され、その公課がともに両税法の適用を受けたことを示している。

洪武中期には、他方で、すでにその所有権が国家一官に帰属している籍没田（抄没田）と、宋・元兩代に設置され明朝に継承された官田とを一括し、両者をあわせて新たに“明代の官田”として位置づける動きも開始される。洪武十四年二月には、全国の官田の調査が朱元璋によって命じられている。『明実録』洪武十四年二月庚申の条には、「命戸部、覆覈天下官田」と簡潔に記すのみであるが、官田を直接の対象とした明朝国家によるはじめてのこの全国調査が、国家の籍没した田土を除外することはありえないであろう。また、『明実録』は、この年以降、各年の十二月の記事の末尾に、戸口、田土、税収についての統計を登載しているが、十四年十二月庚辰の条の末尾にある最初の全国登録田土の統計には、

天下官民田計三百三十万七千七百十五頃四十九畝

とあり、特に籍没田の項目は見えない。籍没田の面積は、官田の中に含めて計上されているのである。

しかしながらの洪武中期以後においても、上記「戸部職掌」の規定にも見られたように、洪武年間の籍没田は、国家の帳簿の上では、宋元官田とはっきり区別されて記載されており、こうした区別がその後も少なくとも十五世紀前半、宣徳年間まで存続したようである。洪武十八年(1385)、皇帝朱元璋は『御製大誥』正編を頒布させたが、その「五府州免糧第十二」の中で、彼は、この時点での官田の構成要素について明快な発言をしている。この項の文意は、『皇明制書』本のテキストよりも、『天下郡利病書』手稿本・高淳県志「清丈官民田糧緣由」所引の部分が理解しやすいので、それを左に示す。

応天等五府(応天、宣城、太平、広徳、鎮江の五府州……森)為是興王之地、久被差徭。特將夏稅秋糧、除宋元入官之田及我朝沒官之田、民田全免。官田若是全免、民難消受、所以減半徵收。

蘇州・松江地区の西部に当る応天府周辺の地区についてはあるが、朱元璋のこの発言においては、税糧の免除をめぐる官田と民田とが対比的にあつかわれている。同時に、官田には「宋元入官之田」と「我朝沒官之田」という二つの部分のあったことが示されている。宣徳五年(1430)から同七年(1432)にかけて、蘇州府で官田の毎畝税糧徵收額削減の勅諭の実施にあたった知府況鍾の上奏文には、この区別が鮮明に見出される。況鍾は、このとき

洪武初年古額官田起科已定、不在開除之例、止令將洪武年間抄沒官田糧減除。³⁷⁾

という戸部の見解に抵抗し、

查洪武年間抄沒官田、起科多者不過每畝三、四斗、農民可勝。其所不勝者、正在古額官田。³⁸⁾

と述べている。

このように、洪武中期以後もなお、洪武初年以降の籍没田と従前の宋元官田との区別が残存しつづけるのは、洪武前期の籍没の規模の大きさを示すと同時に、中、後期においてもなお富民からの田土籍没があいついだことを示している。

第3章 洪武中・後期

1

洪武十三年(1381)、中書省が廃止され、皇帝の六部直轄が開始されて以来、洪武末年にいたる時期、すなわち洪武中期と後期においては、皇帝への権力集中が飛躍的に高められ、いわば明朝

型の集権的統一国家の支配体制が確立された。このうち、洪武十三年から二十二年にかけての洪武中期においては、国家機構自体を、官制の上で、皇帝への権力集中に適合させるための改革が行なわれるとともに、前述のように、国家の物的基盤を安定させるため、里甲制が設立された。洪武二十三年から洪武三十一年までの洪武後期において、朱元璋は、彼の直系の子孫が皇帝権力を完全に掌握し続ける条件を作りだすため、自らの同輩としての功臣の勢力削減を図るとともに、国家機構の公的諸機能を充実させるため、官制・法制上の整備を行なった。周知のように、洪武中・後期のこうした政治過程は一連の疑獄事件にともなって進行した。近年、檀上寛は、右の政治過程と一連の疑獄事件との関連を改めて整理するとともに、これらの疑獄事件ごとに明朝国家による地方の支配層への弾圧が行なわれたことに注意を喚起した。⁴⁰⁾ 檀上の指摘した事実のみを挙げると次のようになる。

先に触れたように、すでに、洪武九年、空印の案で江南出身者を含む多くの地方官が誅殺、あるいは流罪に処せられた。続いて洪武十三年の中書左丞相胡惟庸の獄では連坐者が15,000人にのぼり、それを通じて江南の「土豪・大地主」が弾圧された。洪武十八年の戸部侍郎郭桓の案では、六部の長官である尚書以下のすべての官僚が誅殺され、全国各省の官吏及び一般人民の連坐して死ぬ者が数万人に達した。この際、地方官の中で中央と私的な結合をもつ分子と癒着していた「在地の地主達」にも弾圧が及んだ。洪武二十三年、建国の功臣韓国公李善長の獄では連坐者が15,000人に及んだ。この獄で整理された功臣は「江南近辺に多くの土地を有し、新興の大地主となってい」たものたちでもあった。洪武二十六年、功臣涼国侯藍玉の獄でも15,000人が連坐した。⁴¹⁾

このほか、管見では、「図冊の獄」とでもいうべき事件が起っている。すなわち、洪武二十年二月、浙江布政使司及び直隸蘇州等府県から魚鱗図冊が皇帝朱元璋に献上されたが、その前年、洪武十九年のこの図冊作成の過程でも、監督に当たった国子監生への贈賄のかどで「大家」への弾圧が行なわれた。⁴²⁾⁴³⁾

このように、洪武中期及び後期は、洪武元年前後の時期に次ぐ、明朝国家の富民に対する第二の大規模な弾圧期にあたり、その主たる矛先はやはり江南地方に向けられていたと思われる。従って江南地方の富民からの籍没も顕著に行なわれたと予測される。個別具体的な籍没の資料は必ずしも豊富ではないが、一つ一つの疑獄事件に即してこの時期の籍没に検討を加えていきたい。

2

洪武十三年正月二日、中書左丞相胡惟庸、御史大夫陳寧等の謀反が発覚するや、そのわずか四日後、正月六日、はやくもこの両名とそのことを密告した御史中丞涂節とが誅殺された。⁴⁴⁾ しかしながらこの謀反事件は上の五日間で決着したのではなく、先にも触れたように、中央と地方に大きな影響を及ぼした。方孝孺「采令子鄭処士墓碣」⁴⁵⁾は、前述した鄭湜の従兄鄭濂を悼む一文であり、

⁴⁶⁾ 梁方仲、⁴⁷⁾ 檀上寛がつとに注目してきた資料であるが、胡惟庸の獄当時の浙西（江南）、浙東地方の事情をつぶさに記している。

処士為学通大義，美髯長身，貌和而氣淳。家以田賦多，推挾為糧長。屢以事入覲，太祖高皇帝識之。後妄人誣其家与権臣通財。時嚴通財党与之誅，犯者不問実不実，必死而覆其家。処士与従弟湜，兩人爭先就吏。上独憐之曰，我知鄭義門無是也，人誣之耳。（中略）当是時，浙東西鉅室故家，多以罪傾其宗。而処士家数千指特完。蓋忠信之報云。

先引鄭湜の「墓表」には「洪武十四年，奸人誣告其家，以交通賊臣事」とあり，鄭家が誣告されたのは，胡惟庸謀反事件の翌年である。当時，明朝当局は，「権臣」胡惟庸に賄賂を送り，彼と徒党を組んでいた者に対する取締りを強化していた。その中で，田賦の納入が多額であることから糧長に推された鄭濂の家のごとき「浙東西鉅室故家」は，多くの場合胡惟庸と関わりをもっていたという罪に問われ，当事者が誅殺されるとともに，その「家を覆え」され，あるいは「其の宗を傾」けるという結果を招いたのである。「覆」，「傾」は当該の家族の存立基盤が破壊され，あるいは弱体化することであり，具体的には所有する財産や構成員自体が国家に籍没されることを意味する。この点は，本章5・注79）及び別稿第三章で述べるように，洪武後期に集成された法的規定において，「謀反大逆」や「姦党」が籍没の対象とされていることから確認できる。

この記述を通じて注目されるのは，胡惟庸と賄賂の授受関係にもとづいて結合していた分子を排除するという方針を明朝当局がかかっていたにもかかわらず，実際には「不問実不実，必死而覆其家」という運用が行なわれたことである。すなわちこうした運用によって，明朝による洪武元年前後の厳しい弾圧にもかかわらず残存し，洪武前期のあいだその土地所有をなお維持してきた江南の富民層全体がふたたび大きな打撃を受けることになったからである。

3

洪武十八年の郭桓の案では同年から翌十九年にかけて江南地方の富民層の中で，とりわけ糧長の役を担当していた部分に厳しい処分が行なわれた。

洪武十八年十月に頒布された『御製大誥』正編では，「郭桓造罪第四十九」，「五府州免糧第十二」，「賣放浙西秋糧第二十三」，「重科馬草第四十二」などの諸編で郭桓自身の罪が具体的に触れられるほか，後序でも「罪魁」として郭桓を指弾している。『明史』卷九十四・刑法志二は，この『正編』と，翌十九年十一月に頒布された『御製大誥』續編・『御製大誥』三篇とを「三誥」と呼び，この「三誥」をいわば郭桓の案の記録とみなしつつ，次のように述べている。

凡三誥所列凌遲・梟示・種誅者，無慮千百，棄市以下万數。（中略）其推原中外貪墨所起，以六曹為罪魁，郭桓為誅首。郭桓者，戸部侍郎也。帝疑北平二司官吏李彧、趙全德等与桓為姦

利、自六部左右侍郎以下皆死、贓七百万、詞連直省官吏、繫死者数万人、覈贓所寄借徧天下、民中人之家、大抵皆破。

「民中人之家、大抵皆破」という一句はこの時の弾圧が非常に苛酷であり、大規模な土地を所有している富民層だけでなく、小地主や自作農などのそれ以下の階層の中にも、籍没などによってその資産を喪失するものが多かった、という『明史』作者の判断を示している。たしかに『御製大誥』正編・続編・三編でとり扱われている犯罪者は、右の一節に言及のある中央・地方の官僚以外にも、衛所の武官、府州県学の教官、水災の被害調査などの公務に従事した国子監生、官庁・衛所の事務をとる胥吏、そこで公務の執行に当る皂隸や巡欄、農村社会の在住者、手工業者、逃亡軍戸や逃亡囚人など、社会的分業の諸分野、社会の諸階層をほぼ網羅している。農村社会についてみても、たとえば『御製大誥』三篇「臣民倚法為姦第一」には、江南地方諸県の糧長、里長、里甲の一員として税糧・徭役を納入する甲首戸相当の家及び佃戸など、土地所有の階層的編成に照応する各社会層がすべてとりあげられている。明朝成立後十八年間に醸成されていた明朝国家と中国社会との矛盾及び社会各層間の矛盾のほとんどすべてが、朱元璋によって注目されているのである。

しかしながら合計三篇の『御製大誥』にはいずれも糧長についての記載がみられ、またその続編と三編には、糧長の「虐民」、「害民」への言及がきわだって多い。先述のとおり、朱元璋は、洪武三年の時点で、富民の引見と彼らに対する説諭に示されるように、富民層と地域社会との関係を重視していた。洪武十八、十九年の時点において、朱元璋は、糧長としての富民層と地域社会との関係に対してとりわけ強い関心を払っていた。洪武十八年、明朝国家は、洪武十五年にいったん廃止した糧長制を復活⁴⁹⁾し、元代以来の鄉村行政区画であった都を数箇に分割して区という単位を設け、そこに一定数の糧長を置いた。⁵⁰⁾この時に当り、朱元璋は、糧長に対して、彼らが指導力を発揮し、数十畝以上から百頃に至る土地所有者が、徭役の負担や税糧の納入に際して「小民を靠損」せず「細民の艱辛」を招くことのないようにすることを要求した。

今民有数千畝、万畝、或百畝、数十頃、数十畝者、每每交結有司、不当正差。此等之家（中略）往往不応正役、於差靠損小民、於糧税酒派他人、買田不過割、中間恃勢、移坵換段、詭寄他人、又包荒不便、亦是細民艱辛。你衆糧長令此等之人、使復為正、毋害下民（『御製大誥』正編「開諭糧長第六十二」）。

このように、いわば富民層のかなめの位置にある糧長自身の「小民」「細民」への圧迫に対して、朱元璋は極めて厳しい措置をとった。

たとえば、『御製大誥』続篇の一連の項目によれば、呉江⁵²⁾糧長張鏐孫、嘉定⁵³⁾糧長金仲芳、上海⁵⁴⁾糧長瞿仲亮、其⁵⁵⁾某の糧長郝阿仍などの場合には、税糧の徴収及び輸送に際して彼らの行なっ

た、定額をはるかに越す恣意的な収奪が、民を虐げ、民を害し、民をその生に聊んぜしめなかつた行為として朱元璋の指弾を受けている。たとえば、邾阿仍は、担当分の税糧の徴収・輸送に際して、十二種類にのぼる規定外の徴収項目を設け、規定の税糧が1万石であるにもかかわらず、米3万7千石、鈔1万1千2百貫を徴収しようとした。そのため、彼の管轄区内の民は、家屋、屋根瓦、衣服、布地類のほか、「鍋竈・水車・農具」をも抵当に入れ、家畜も売りはらって、この莫大な徴収に応じなければならなかった。瞿仲亮、邾阿仍はそのために誅殺・籍没され、金仲芳も同様の処分を受けたとみなされる。張鏐孫は叔父を告発して「綱常を絶滅した」こととあわせて梟刑に処せられている。『御製大誥』三編には、胡惟庸の党であったという告発を受けたために誅殺・籍没された呉県糧長⁵⁶⁾於友本、呉江県糧長⁵⁷⁾陸和仲に関する項目が設けられているが、陸和仲の場合には『大誥』の作者朱元璋は、むしろ彼が「民患」をもたらしていたことの方を重視して、次のように述べている。すなわち、陸和仲は洪武十八年の水害に際し、この年の糧長の一員として被災状況の調査を命じられた。しかし、他の数百余名の糧長と同様、自らは被災地に赴くことのないまま、未被災地を被災地とし、被災地を未被災地とする不正な報告を行なった。その結果、被災民は国家の救済措置を受けることができなくなった。このような陸和仲であるからこそ、良いむくいかなかったのである、と。

以上のように、『御製大誥』の各篇によれば、郭桓の案を機会に、明朝国家は、江南地方の富民を統括する位置にあった各「区」の糧長に対し、しばしば誅殺、籍没という苛酷な弾圧を加えた。明朝国家は、この際、税糧の徴収・輸送や作物被害の調査など、国家財政上における糧長の職務にともなり不正行為を、「民を害する」ものとして弾圧の理由とした。郭桓の案発生と同じ洪武十八年に復活した糧長制の基礎を固めるために、こうした弾圧が行なわれた可能性は否定できない。しかしながら、この種の日常的な性質をもつ経済事犯ともいべき一連の犯罪に対して広く誅殺・籍没という苛酷な処罰が適用されること自体が目されるべきであろう。もちろん、すでに触れたように、洪武元年頒行の『大明令』には賄賂など不正な金品を受けとった里長には、その耕作している田土の没官を行なうことが規定されていたが、『御製大誥』における処罰の厳しさは、それをはるかに上回るものであった。

関連して注意しておきたいことは、富民層の中核としての糧長の経済事犯に対してのみでなく、富民層一般のその種の犯罪に対しても広く籍没を課したことである。

糧長の選出母体である富民層が税糧の納入・徭役の負担を回避するため不正な手段を用いることは、次の『明実録』洪武二十年二月戊子の記事のように当時一般化しつつあった。

兩浙富民、畏避徭役、往往以田産詭託親隣佃僕、謂之鉄脚詭寄、久之相習成風。

朱元璋は、この種の不正に対して、誅殺こそ行なわなかったものの、籍没を課した。『御製大誥』正編「詭寄田糧第三十九」はそのことを示している。

將自己田地，移詭換段，詭寄他人及洒派等項，事發到官，全家抄沒，若不如此，靠損小民。

ここにいう「詭寄」は自己の所有地を他人の名義で官の帳簿に登録するという不正行為である。「洒派」（灑派）はこの「詭寄」の一方式で、自己の所有地を形式上零細に分割して多数の他人名義に書き換えることである。これらはいずれも土地所有額を基準として割当てられる徭役の負担を回避するために行なわれた。他方、税糧の納入を免がれる手段の一つとして「包荒」があった。「包荒」は自己の所有地を、官の帳簿上、収穫不能の荒田として登録し、里甲制の連帯賠償規定を悪用することによって、同じ甲に属する他人にその田の税糧を分担して納入させることである。『御製大誥』続編「灑派包荒第四十五」はこの「洒派」「包荒」を主題とする朱元璋の指示である。朱元璋は、これらの行為はいずれも「富家」中の「姦頑豪富之家」による「貧官汚吏及造冊書算人等」の買収の所産であるとみなし、当該の所有地の没収を命じている。

この時期に弾圧を受けた富民層の側に立って記された資料としては、近年、中国の陳伯熙が沈万三の系譜を明らかにする論文⁵⁸⁾の中ではじめて紹介した「故沈伯熙墓誌銘」がある。清代道光年間に出土したこの墓誌銘は、沈家の居住地であった蘇州府周莊鎮（長洲・吳江両県境）の郷鎮志一『光緒周莊鎮志』巻三・冢墓に収録されている。沈伯熙は沈万三の子である沈旺の第二子にあたる。

洪武十九年春，兄至以戸役故，縲紲赴秋官。時伯熙亦獲戾京師。適与兄同繫獄。入則抱其兄，痛泣曰，吾兄素羸，不堪事，今乃至於斯耶。既而伯熙先出，遂得疾甚，棄莫療，竟以其年五月二十一日卒於京。春秋四十。

沈伯熙兄弟の父沈旺については、同志の巻六・雜記に「万三之子。籍沒後，其家漏資尚富」とあり、この富にもとづいて、その兄が戸役、すなわち糧長の役を課せられ、郭桓の案にともなり弾圧に遭遇したと思われる。この時、沈伯熙兄弟の家産が籍沒されたかどうかは不明であるが、上の記事は、『御製大誥』に記された事例以外にも、広汎な糧長への弾圧が行なわれたことを示している。

洪武十九年、「図冊の獄」とも称すべき事件が起ったことについてはすでに述べた⁵⁹⁾。この疑獄も、税糧徴収・徭役科派の基礎となる魚鱗図冊の作成をめぐる弾圧事件であり、この際、徭役科派台帳の作成に従事していた糧長が打撃を受けたことは明らかである。浙江浦江県の鄭家の一員であり、洪武十四年当時、糧長に当たっていた先述の鄭濂の弟鄭洵の墓表には、次のような記事がある⁶⁰⁾。

洪武十九年，詔天下度田，繪疆畛為図，命太学生蒞其役。太学生有以賄敗者，蔓連大家，多坐死。処士兄濂，時主家政，当逮京師。処士奮曰，吾家以義名，吾先祖曾弟昆坐誣罪，爭先死維陽獄。吾兄老矣。吾可不代吾兄而使之就吏乎。遂詣理（大理寺……森）自誣服，死金陵。

この際、鄭濂・鄭洵兄弟の家、及び同じく死刑に処せられた多くの「大家」が籍没を受けたかどうかはここでは明らかではない。しかしながら、浙江の寧波府鄞県鄞塘郷については、洪武年間の没官田の起科等則の一つとして「為図冊事官田」、手界郷については同じく「図冊事官田」という名称が、それぞれ資料に残されている。⁶¹⁾従って洪武十九年から二十年にかけての魚鱗図冊作成をめぐる疑獄に際しては、死刑とともに籍没の行なわれたことが確認できる。

4

洪武後期には、前述した李善長・藍玉の二大疑獄が起された。洪武二十三年(1391)の李善長の獄においては、この年五月、韓国公李善長、吉安侯陸仲亨らに自殺が命じられ、⁶²⁾1万5千人に達する連坐者が出た。これに先立ち、四月、陸仲亨及び臨江侯陳徳の「旧賜公田」が没収され⁶³⁾た。五月には魏国公以下六公と永平侯以下十侯が郷里への帰還を命じられた。⁶⁴⁾二十五年八月には江夏侯周徳興が誅に伏し、公田を回収され、また魏国公以下八人の公侯の「旧賜〔公〕田」が回収された。⁶⁵⁾⁶⁶⁾

従来、公・侯の爵位を与えられた功臣には「浙西蘇松等府官田」の中から「公田」を賜与し、その佃戸が「公侯禄米」を該当の公侯の家に納入していた。檀上寛が「江南近辺に多くの土地を所有し、新興の大地主となっている」者とみなしているのは、これらの公侯のことを指す。⁶⁸⁾しかしながら、彼らは国都応天府(南京)に居住しており、在来から江南地方に住し、地域社会に対する影響力をもっていた富民とは異なる。在来からの江南の富民が李善長の獄にどのようにかかわり、どのような影響を受けたかを直接的に示す資料はない。

ただ、事件の一年後、洪武二十四年七月、朱元璋は、漢の高祖が「天下豪富」を関中に徙した政策にならい、地方官に「丁産殷富者」を調査させた上で、「天下富民」5,300戸を国都応天府に強制移住させた。⁶⁹⁾この強制移住においては、江南地方の中心ともいべき蘇州府の富民の数が多くがその対象となった。呉寛「伊氏重修族譜序」⁷⁰⁾には次のような記述がある。

夫自国初倣漢徙閩右之制，謫發天下之人，又用以填實京師。至永樂間，復多徙駕北遷。當是時，蘇人富庶被謫發者，蓋數倍於他郡。

呉寛は、他にも、蘇州府城の尹氏⁷¹⁾、蘇州府吳県の韓氏⁷²⁾、同府長洲県の徐氏⁷³⁾、同府崑山県の鄒氏⁷⁴⁾及び虞氏、杭州府錢塘県の倪氏⁷⁵⁾がこの時富民として国都応天府へ強制移住させられたことを記録している。

洪武二十四年七月の富民の南京へのこのような強制移住は、江南地方の富民の在来の生活や土地所有の管理・経営に大きな打撃を与えたと思われる。しかしながら、それが、洪武初年の強制移住のように土地を含む家産の籍没をとまっていたかどうかに関する資料はない。富民は家産

を自から処分して移住地である国都に赴いたのではないかと思われる。また、ここで強制移住の対象となった「丁産殷富者」が李善長の獄とかかわりをもっていたかどうかは不明である。

5

李善長の獄と同じく15,000人の連坐者を出したといわれる藍玉の獄では、江南地方の富民に対してまたもや誅殺・籍没の形をとる厳しい弾圧が及んだ。たとえば、『光緒周莊鎮志』によれば、この時、周莊鎮の人で、かの沈万三の贅婿であった顧学文は、下引の一節のように、呉江県同里鎮の人、鴻臚寺の属僚である序班をつとめた陳某に藍党であると誣告され、凄惨な最後を遂げた。⁷⁶⁾

及藍玉事発、序班徒旁誣奏学文与藍玉通謀。詔捕獲、啟訊。詞連妻父及其讐七十二家、輒相援引、并及处士張璠・侍郎莫礼・員外郎張瑾・主事李鼎・蔡齡・徐衍等、不可勝数。党禍大起、至五六年始息。梁亦為父所逼令繼死。按呉江県志載、洪武三十一年二月、学文坐胡藍党禍、連〔沈〕万三曾孫德金等六人并顧氏一門、同日凌遲。莫礼亦坐誅。

これより先、顧学文は序班陳某の息子の妻で「有国色、知書善吟」の梁氏と私的関係を持ち、陳某がこれに怨みを抱いたことがこの事件の契機となったという。この事件については、連坐した莫氏の側から、その社会的基盤に言及しつつ述べた吳寛の一文がある。蘇州府呉江県の読書人莫轅の伝記で、先に一部分を引用した「莫处士伝」⁷⁸⁾である。

時莫氏以貨産甲邑中、所与通婚姻、皆極一時富家。士竊獨愛之。每指同姓誅洱海衛者一人曰、是吾族也。人莫測其意。後党禍起、芝翁(莫轅の祖父莫湜)与其子侍郎公(莫轅の伯父莫礼)相繼死于法、余謫戍幽閉、一家無能免者。而处士卒以嘗附尺籍免、人始謂其智。

事件に連坐して二名の誅殺者を出した莫家は、呉江県では第一級の資産をもつ富民であったこと、莫轅がそのことに事前から強い危機意識をもっていたことがわかる。二つの資料では籍没についての直接の言及はないが、藍玉の企図したとされる「謀反大逆」とその一党であったという「姦党」とは、先述したように、洪武後期の法では、籍没に該当するものとされており、寧波府での実例にも想到するとき、関係する各家を対象とする籍没が行なわれたことはまちがいない。⁷⁹⁾

なお、この事件で誅殺・籍没の対象となったのは、莫氏に典型的に見られるように、いずれも富家であったと思われるが、事件の発生・展開の契機となったのは、中央の政治的事件と地方での支配層相互の対抗関係、及び入りくんだ結合関係とである。この場合には富民の小民に対する虐待、抑圧を示す具体的な事実はいささか上ってこない。このように、明朝国家と富民との対抗関係が「民を害した富民に対する国家の弾圧」という大義名分をとまわず、純粋に、露骨に表われるところに、洪武後期の特徴が存在しているように思われる。

以上のように、洪武中期、とりわけ洪武十三・十四年と十八・二十年、及び洪武後期、とりわけ洪武二十六年以後の数年、明朝は江南地区の富民に籍没を含む苛酷な手段で弾圧を行った。しかしながらこの時期の江南での籍没の個別具体的な事例に関する資料は必ずしも多くない。それを補なうためには、一つには、洪武二十六年(1393)所定の『諸司職掌』「刑部」・都官・抄割の条項や洪武三十年(1397)に洪武帝治下での最終的な改訂を加えて刊行された『大明律』の関連条項など、洪武末年に集大成されていった籍没に関する法的諸規定の内容と性格とが検討されねばならない。また、洪武年間、とりわけ中・後期の個別的な籍没の契機についての記録をほとんど残していない江南デルタの地方志とは対照的に、その痕跡をはっきりと留める起科等則の名称が豊富に収載されている江南デルタ周辺地域の地方志の記事も参照されるべきである。たとえば嘉靖三十九年(1560)序刊『寧波府志』巻十一・物土志・則壤所載の洪武年間の起科等則表には、「糧長没官改正田」、「党逆事官田」、「〔魚鱗〕図冊事田」、「藍〔玉〕党事官田」など、洪武中・後期の籍没の過程がはっきりと刻みこまれている。

これらの問題、すなわち法的諸規定及び江南地区周辺の起科等則の名称については、別稿第三、第四章で検討を加えておいた。

むすびにかえて

洪武年間、明朝が江南地方で実施した民間田土の籍没は、結局はどのようなものであったのか。本稿はまだ関連する史実の初歩的な整理を行なったにすぎないが、その限りで概括を行なっておきたい。

籍没は当時のいわゆる富民層を対象として、この時期に固有の政治的要請を直接的な契機として実施された。すなわち、この籍没は洪武元年前後の明朝草創期から、政治上の一連の事件にともなって、起伏をともないながらも、歩一歩と推進されていった。蘇州府について言えば、洪武二十四年から明中葉にかけての平均的な登録田土面積はおよそ95,000頃⁸⁰⁾から98,000頃⁸¹⁾前後であるが、そのうち籍没田は洪武前期末にはすでに16,638頃⁸²⁾に達しており、洪武末年には、筆者の試算では、元末明初の戦乱による荒廃地の官田化部分を含めて、30,000頃前後を占めていた。

筆者も宮崎市定、韋慶遠らのように、洪武期の明朝の富民の田土を籍没する政策と、明朝が当時直面していた財政的要請とのあいだに密接な関連があることを認めるのにやぶさかではない。が同時に、筆者は、すでに宮崎が言及していることではあるが、なぜ明朝が財政問題を解決するに際し、富民の田土籍没という手段をとったのか、なぜ明朝が、宋・元両王朝が設置した官田の継承に加えて、なごうした方途を講じるに至ったのかという点が重要であると考えられる。

筆者は、明朝が富民の田土を籍没したという事実自体、元代以来の江南地方における富民の経

済的社会的力量が非常に大きかったことを示していると考えられる。明朝はこうした現実から正面から対峙せざるをえなかったのである。ここで、当時の明朝の籍没が政治的契機に加えて二つの特徴をもっていたことが想起される。

第一は、明朝がしばしば政治的にとくに問題のない富民に対しても籍没を行なうことがあったことである。たとえば、胡惟庸の一党として事件に連坐せしめられた富民の中には、第二、三章でみたように、実際には胡惟庸と関係をもっていなかった人びとも少なくなかった。またたとえ政治上の事件と関係をもっていた場合にも、その関係は必ずしも深くない場合があった。たとえば、元朝の「故官」として移住・籍没の処置を受けた人びとは、そのすべてが必ずしも政治上の実質的な敵対者ではなかったと思われる。

第二は、富民の田土が、政治上の事件以外に、経済上の不正行為によっても籍没されたことである。洪武元年に頒行された『大明令』は、第一章で触れたように、つとに収賄した里長の土地の没官を規定している。のち、洪武中・後期には、田土の登録、税糧の納入、徭役の負担などの経済上の問題で不正行為をした富民に対して、第三章で触れたように、籍没が行なわれた。

以上の点からすれば、明朝が洪武年間に持続的に行なった江南の富民所有田土の籍没政策は、元代以来のこの地方の社会矛盾そのものと不可分の関連をもつと考えられる。明朝がこの時期に直面した対象は、上述のように、富民のもつ巨大な力量であるが、より本質的には、経済的社会的構造に内包されている矛盾であるといえよう。この矛盾は、一つには、富民の土地所有と佃農の農業経営とのあいだにとり結ばれている生産関係、すなわち地主佃戸関係の上に示されている。司農丞杭仲玉が呉元年十月に着手した松江府の田土の「經理」に関する任務を終了して、応天府に帰任するに際し、楊維禎は、第一章で言及したように、「司農丞杭公の京に還るを送る詩の序」を書いているが、その中で次のように述べている。

抑有余告杭仲玉者。主上新収浙地，官民田土，夙有成籍。然佃人租額，歲為地主有增無減，阡陌日荒，庄佃日貧至于今。蓋窮極無所措乎足矣。農丞之秩，上亞大卿而司吾庶土之生者。婦媿主上，主上問吳民疾苦，倘有以言之，三吳之農幸矣。（『東維子文集』卷二）

楊維禎の提出した「佃人の租額は歳ごとに地主の爲めに増さるる有るも減ぜらるる無く」、「庄佃」「窮し_窮み極まりて足を措く所無し」という情況は、必ずしも当時のすべての地主の佃戸に対する態度を反映してはいないであろう。たとえば第一章で言及した銭鶴臯とその佃戸との関係は、双方の主観上からすれば良好であり、矛盾は表面には出ていない。しかしながら、楊維禎が説いている事態は当時の地主佃戸関係固有の特徴を示しているのではないかと思われる。銭と佃戸との結合にみられる強固な人格的關係は、楊維禎の説くような地主の佃戸に対する私租増額強制の基盤にもなりうるものであるからである。朱元璋が洪武三年に表明した「富民には豪強多し。故元の時、此の輩小民を欺凌し、郷曲に武断すれば、人びと其の害を受く（第二章1参

照)」という認識は、楊維禎の指摘した事情と深い関連があると考えられる。本稿で紹介した、方孝孺、呉寛及び史鑑などの発言内容も基本的に朱元璋のこうした認識と一致している。

朱元璋は、もとより、「豪強」型富民と地域社会の「小民」とのあいだの矛盾が、地主佃戸関係から直接的に引き起されたという分析視角を持っていたわけではない。彼は決してこの生産関係を改変しようとはしなかった。『御製大誥』各篇中に表明された見解からすれば、彼は地主佃戸関係の存在自体に批判をもつてはいなかった。しかし、朱元璋が再三にわたって実施した籍没政策を通じてみると、彼は実質的に元代以来、地主佃戸関係の中で蓄積されてきた矛盾、とりわけ、土地所有の不均衡の整理に着手したことになる。

朱元璋の認識していた「郷里」における「豪強」としての「富民」と「小民」の関係は、上述のように、楊維禎のいう「地主」と「庄佃」の関係と深い関連があるが、この二種類の関係が相対的に独自の側面をもっていることも明らかである。朱元璋は前者つまり、地域社会における「富民」と「小民」との関係の他の側面にも批判をもつていた。「富民」の中の読書人に対する次のきびしい批判もその一環である。『資世通訓』『士用章』における朱元璋の発言

名士者、坐視市村。

がそれである。

総括的にいえば、明代江南官田のうち、洪武年間の籍没田は、元代以来のこの地方の経済的社会的矛盾の所産としての性格を明らかにもっている。この経済的社会的矛盾の打開に対する朱元璋の政策の意義を承認するかしないかという点は、戦後、北村敬直と古島和雄とのあいだで論理上の次元で争われた問題であるが、洪武年間における籍没の進行と籍没田の拡大という事実を媒介にし、元代江南についての関連する研究との照合という困難な作業を併行させつつ、より具体的に明らかにされねばならない。

洪武年間の江南地方の籍没田及び明代江南官田の形成については、他にも言及しなければならぬ問題が少なくないが、ここでは最後に二つの問題を提出しておきたい。

第一は、洪武年間の籍没によって新設された官田税糧の每畝徴収額の水準がどのような特徴をもっていたかという問題である。この問題については、宣徳から嘉靖にいたる時期の情況を含め、⁸⁴⁾ かって若干の旧稿で検討を試みている。要約的に言えば、官田税糧の每畝徴収額の平均水準は民田税糧の每畝徴収額の平均水準に比べて非常に重い。洪武から宣徳前半期の蘇州府についていえば、民田税糧の每畝徴収額の平均水準は官田税糧のわずか9.9%にあたる。同じ時期の松江府について言えば、民田税糧の每畝徴収額の平均水準は官田の⁸⁵⁾ 20.5%である。しかしながら、官田税糧の每畝徴収額と民間の私租とのあいだにもまた明確な分岐がある。蘇州府の場合、洪武前半期の官田税糧の每畝平均徴収額は每畝の標準的私租額の⁸⁶⁾ 46.4%で2分の1に達していない。

籍没田の每畝徴収額の具体的数値については、ここでふたたび宣徳年間の蘇州知府況鐘の見解

を紹介しなければならない。

査洪武年間抄没官田起科，多者不過三，四斗，農民可勝。其所不勝者，正在古額官田。⁸⁷⁾

況鐘がここでいう毎畝3斗乃至4斗という水準は、旧稿で述べたように、洪武から宣徳前半期にいたる蘇州府官田の毎畝平均徴収額—4斗3升余—に近い。

この問題を考える上では、明朝が洪武年間に合計三回にわたって実施した官田の毎畝徴収額削減措置に改めて留意することが必要であろう。この措置の基本的な内容は下のとおりでである。

洪武七年五月 蘇松嘉湖四府近年所籍之田 (前)7.5斗→(後)3.75斗 (『明実録』洪武七年五月癸巳)
 十三年三月 蘇松嘉湖四府重租糧額 (前)7.5斗~4.4斗→(後)6斗~3.25斗
 (前)4.3斗~3.6斗→(後)3斗
 (前)0.5斗以下→(後)変更なし (『明実録』洪武十三年八月壬辰朔)
 二十一年五月 兩浙、京畿及江西官田 (後)兩浙、京畿4斗，江西3斗 (『明実録』洪武二十一年五月戊戌)

私は、かつて 洪武年間の合計三回にわたるこの措置は、必ずしも全面的に実施されたわけではなく、一つのプリンシプルとして提示されたという側面をもっていると述べたが、本稿でたどってきた籍没の具体的な進行を想到するとき、この措置はむしろ現実に施行されたと見るべきであろう。すなわち、明朝は洪武の冒頭から末年にいたるまで歩一歩と籍没を進めていった。従って、明朝は適当な徴収水準を維持するために、籍没田の拡大にともない、くりかえしそれともなう徴収額削減の命令を発せざるを得なかったのである。ちなみに、洪武十二年序『蘇州府志』卷十・税賦・田畝の項中、各県下の抄没田の記事にある「抄没今科田」は、宣徳期の蘇州知府況鐘の発言を参考にすれば、「抄没今減科田」、すなわち「抄没してからのち最近毎畝の規定徴収額を削減した田土」と読むべきであろう。本稿第二章で「抄没今(減)科田」と記しておいた所以である。

第二の問題は、明朝が富民の田土を籍没して以後、どのような階層がこの土地一新設の官田—を耕し、税糧を納入したかである。宣徳五年、松江府の人杜宗桓は応天巡撫周忱に宛てた前掲の有名な上書で次のように言及している。

田未没入之時，小民於土豪處還租，朝往暮回而已。後變私租為官糧，遠涉江湖。⁹⁰⁾

この一節は、従来の佃戸が官田の税糧を納入する一種の自作農に転化したことを示している。他面、先に述べたように、官田税糧の毎畝徴収額の平均水準は民田より明らかに非常に重いものの私租の水準の五割以下であった。従って、これも旧稿で言及したことではあるが、もし地主が官田を入手してさらにそれを佃農に貸与したとしても、地主はなお、佃戸から収奪する私租と国家へ納入する官田税糧との差額を確保することができる。換言すれば、籍没田における新しい地主佃戸関係成立の可能性が推定できるのである。

こうした一種の自作農と、「豪強」なる富民に代って登場した新地主は、いわば洪武年間に新たに形成された社会的存在であり、両者は江南地方の広大な籍没田土上に併存していたのである。明朝が洪武年間に行なった富民の田土を籍没する政策は、元代すでに大きな比重を占めていたと考えられる地主佃戸関係⁹¹⁾を改変するものでなはかったが、この生産関係の内部で顕著になりつつあった矛盾を一定程度調整する役割を果たしたと考えられる⁹²⁾。

最後に、新設官田としての法制的性格をもつ籍没田の税糧を国家に納入する小経営の農民家族を「一種の自作農」とみることと関連して、一、二の注目すべき資料を提示しておきたい。

一つは、上海図書館蔵『天啓平湖県志』巻十・風俗・氏族所載、洪武三年の松江府華亭県胥保郷五保坐字圍の民戸孫真一の戸における『事産』の項である。そこには、土地については唯一「官田一十九畝八分二厘」と書かれており、官田も課税対象としての私産扱いになっていたことがわかる。また、『御製大誥』三篇「陸和仲胡党第八」においては、災害救済の対象として「無産之家・佃戸人等」を強く意識する朱元璋に対して、「有司」から、

拋各戸所申、人各有田不多、皆非無田之戸。

という意見が寄せられたことを、朱元璋みずから語っている。官田自体が公的に一種の私産とみなされ、また私産としての田土をもたない純粹の佃戸がほとんどなかったという現実がここには提示されている。これは、地主佃戸関係のすこぶる発達していた宋代以後の土地所有と個々の農民家族の小経営との結合の一般的な特徴であると同時に、明初の江南地方の小経営農民と土地との結合のあり方の中で、地主の土地のみではなく、自己のものとしての土地との結合が無視できない比重をもっていたことを示している。

注

- 1) 西嶋定生「中国初期棉業の形成とその構造」(『オリエントリカ』2。のち『中国経済史研究』・東京大学出版会・1966年に収録)。同「十六・十七世紀を中心とする中国農村工業の考察」(『歴史学研究』137号。のち同上書に収録)。
- 2) 北村敬直「明末・清初における地主について」(『歴史学研究』140号。のち『清代社会経済史研究』・大阪市立大学経済学会研究叢書2・1972年に収録)及び注4)論文における右論文の概括箇所。
- 3) 古島和雄「明末長江デルタ地帯における地主経営」(『歴史学研究』148号。『中国近代社会史研究』・研文出版・1982年)。
- 4) 北村敬直「中国の地主と日本の地主」(『歴史評論』4巻2号。1950年)。
- 5) 明代江南官田に関する拙稿は以下の如くである。便宜上、発表順にナンバーを付して排列した。
 - 1 「明初江南の官田について——蘇州・松江二府におけるその具體像——(上)・(下)」(『東洋史研究』19巻3・4号。1960・61年)。
 - 2 「十六世紀太湖周辺地帯における官田制度の改革」(『東洋史研究』21巻4号。22巻1号。1963年)。
 - 3 「十五世紀前半太湖周辺地帯における国家と農民」(『名古屋大学文学部研究論集』38。1965年)。
 - 4 「十五世紀前半蘇州府における徭役労働制の改革」(『名古屋大学文学部研究論集』41。1966年)。

- 5 「明中葉江南デルタにおける税糧徴収制度の改革——蘇州・松江二府の場合——」(小野和子編『明清時代の政治と社会』。京都大学人文科学研究所。1983年)。
- 6 「元代浙西地方の官田の貧難佃戸に関する一検討」(『名古屋大学文学部研究論集』56。1972年)。
- 7 「『官田始末考』から「蘇松二府田賦之重」へ——清初蘇松地方の土地問題と顧炎武——」(『名古屋大学東洋史研究報告』6。1980年)。
- 6) 「十四世紀後半浙西地方の地主制に関する覚書」(『名古屋大学文学部研究論集』44。1967年)。
- 7) 方孝孺『遜志齋集』巻22「故中順大夫福建布政司左參議鄭公墓表」。
- 8) 『明実録』洪武三年二月庚午。
- 9) 呉寛『匏翁家藏集』巻58「莫処士伝」。
- 10) 史鑑『西村集』巻5「侍御劉公愍災序」。
- 11) 『正徳松江府志』巻7・田賦中。
- 12) 元末明初の文人楊維禎が洪武元年に撰した「祝大夫碑」(『嘉靖上海県志』巻8・文志下)の中に「大姓銭者」の句があり、同じ時期の文人陸居仁撰の「何潤伝」(『崇禎松江府志』巻41・篤行)の中に「海浜豪民銭鶴阜」の句がある。
- 13) 銭鶴阜の朱元璋軍に対する抵抗闘争について注6)の拙稿参照。
- 14) 注6)の拙稿参照。
- 15) 注6)の拙稿参照。
- 16) 『弘治徽州府志』巻3・食貨2・財賦・国朝
- 17) 『匏翁家藏集』巻51。
- 18) 『清江貝先生文集』巻25。
- 19) 『清江貝先生文集』巻26。
- 20) 『東維子文集』巻2。この時の「經理」については別稿第一章参照。
- 21) 『東維子文集』巻2。
- 22) 注18)参照。
- 23) 注19)参照。
- 24) 注5)―6)の拙稿参照。
- 25) 『日知録』巻10・蘇松二府田賦之重。
- 26) 『明実録』洪武三年二月庚午。
- 27) 注26)に同じ。
- 28) 『明実録』洪武四年九月丁丑。
- 29) 『明実録』洪武八年十月丁亥朔。
- 30) 『清江貝先生文集』巻19・金陵集。
- 31) 陳兆弘「明初巨富沈万三致富和衰落——讀沈伯熙墓誌銘」(1983年11月・明代經濟史學術討論会提出論文)。
- 32) 清水泰次「沈万三説話考」(『史観』41。1951年)。
- 33) 檀上寛「明王朝設立の軌跡——洪武期の疑獄事件と京師問題をめぐって——」前掲。
- 34) 注5)―1)の拙稿。
- 35) 『明実録』洪武十四年正月丙辰。
- 36) 別稿でやや詳しく述べたので、ここでは原文を提示しないが、依拠した版本は『玄覽堂叢書』所収のものである。
- 37) 况鍾『況太守集』巻7「再請減秋糧及拋荒糧・抽取船隻奏」。
- 38) 注(41)に同じ。
- 39) 『明実録』洪武十三年正月癸卯。
- 40) 注33)に同じ。

- 41) 朱元璋によって誅殺された人数についてのもっとも依拠すべき資料は『皇明詔令』巻3「宥胡藍党人詔(洪武二十六年九月初十日)」である。ここでは、それと『明史紀事本末』巻13「胡藍之獄」、『明史』巻308「胡惟庸」伝及び『明史』巻94・刑法志2とをもとに計算した。これらの点については檀上寛の教示を得た。
- 42) 『明実録』洪武二十年二月戊子。
- 43) 方孝孺『遜志齋集』巻22「貞義妣士郎君墓表」。
- 44) 『明実録』洪武十三年正月甲午。正月戊戌。
- 45) 『遜志齋集』巻22。
- 46) 梁方仲『明代糧長制教』(上海人民出版社。1956年)第1章・2「設立糧長的目的」。
- 47) 注33)の檀上論文及び檀上「元明交替の理念と現実——義門鄭氏を手がかりとして——」前掲。
- 48) 注7)に同じ。
- 49) 「洪武十五年革罷糧長」(『正徳大明会典』巻37・戸部22・倉科・徵収1・税糧)。「復設糧長」(『明実録』洪武十八年七月癸丑)。
- 50) 小山正明「明代の糧長——とくに明前半期の江南を中心として」(『東洋史研究』27巻4号。1968年)参照。
- 51) 糧長自身の蓄財規模については『御製大誥』三編「王子信害民第三十五」の中に、一時糧長の役に当たったことのある松江府の王子信について次のような言及がある。「本人田地広有、佃戸極多、若将一年分受私租、本分自用、計其人口、豊衣美食、十年不能用尽。洪武四年、驗戸点充糧長。(中略)嗚呼如此富豪、以巨富論之、王子信非上上、必居上中、不居上下」。
- 52) 『御製大誥』統編「糧長妄告叔舅第二十」。
- 53) 同上「糧長金仲芳等科斂第二十一」。
- 54) 同上「糧長瞿仲亮害民第二十二」。
- 55) 同上「糧長邾阿仍害民第四十七」。
- 56) 『御製大誥』三編「臣民倚法為姦第一」第18項。
- 57) 『御製大誥』三編「陸和仲胡党第八」。
- 58) 注31)参照。
- 59) 第三章1参照。
- 60) 注43)参照。
- 61) 典拠は『嘉靖寧波府志』巻11・物土志・則壤。後述及び別稿参照。
- 62) 『明実録』洪武二十三年五月乙卯。
- 63) 注41)参照。
- 64) 『明実録』洪武二十三年四月丙申。
- 65) 『明実録』洪武二十三年五月甲午。
- 66) 『明実録』洪武二十五年八月己未。
- 67) 『明実録』洪武二十五年八月甲戌。
- 68) 公侯禄米の納入方法については『御製大誥』三編「公侯佃戸第三」による。なお、注33)の檀上寛論文参照。
- 69) 『明実録』洪武二十四年七月庚子。
- 70) 『匏翁家藏集』巻42。
- 71) 同上。
- 72) 『匏翁家藏集』巻69〈韓夫人墓誌銘〉。
- 73) 同前巻72〈耕隱翁墓表〉。
- 74) 同前巻68〈虞母鄒宜人墓誌銘〉。
- 75) 同前巻59〈倪文毅家伝〉。

- 76) 『光緒周莊鎮志』・巻6・雜記。最初にこの資料に言及したのは注31) 所引の陳兆弘論文である。
- 77) 同上。
- 78) 吳寛『匏翁家藏集』巻58。
- 79) 洪武二十六年(1393) 制定の『諸司職掌』「刑部職掌」には「都官」・「抄割」の項目がある。この項目には明王朝が洪武後期に集大成した籍没に関する法的規定が収録されている。「抄割」中の「応合抄割」の部分は以下のとおりである。
- 律令 姦党 謀反大逆 姦党 (『玄覽堂叢書』本、『皇明制書』本のいずれもが重複して記載している)
造偽鈔※ 殺一家三人 採生折割人為首
- 大誥 攬納戸※ 安保過付 詭寄田糧※ 民拿經該不解物 洒派包荒田土※ 依法為姦※※ 空引偷軍 黥刺在逃 官吏長解売囚 寶中士夫不為君用
- ※印を付した項目は経済上の犯罪に関するものであり、※※印を付した項目は経済上の犯罪を包含するもの〔である。なお、本注でとりあげた籍没に関する法的規定及び寧波府における藍玉の獄にとまなう籍没の事例については、後述するように別稿第三章、第四章を参照されたい。
- 80) 注5)―1の拙稿による。なおこの拙稿でも依拠した藤井宏「明代田土統計に関する一考察」(『東洋学報』30巻3号・4号, 31巻1号)によれば、明代蘇州府の田土面積については、『姑蘇志』巻15・田賦所載の以下の数値がもっとも信頼できる。
- | | |
|-----|--------|
| 官田地 | 60094頃 |
| 民田地 | 35323頃 |
| 共 計 | 95417頃 |
- 81) 『諸司職掌』「戸部職掌」・民科・州県・田土には「蘇州府田土計98506頃71畝」とある。
- 82) 第二章・3及び注5)―1の拙稿参照。
- 83) 宮崎市定「宋代以後の土地所有形態」(『東洋史研究』12巻2号・1952年。『アジア史研究・第4』・東洋史研究会。1964年)。韋慶遠「明初“江南賦税畸重”原因辨析」(1983年10月中国社会経済史学術討論会提出論文論文)。
- 84) 注5)―1・2・3・5の拙稿を指す。
- 85) 注5)―1の拙稿の試算による。ただ表現の仕方には変更を加えている。
- 86) 注5)―1の拙稿参照。
- 87) 『況太守集』巻1「再請減秋糧及拋荒糧・抽取船隻奏」。
- 88) 注5)―1の拙稿。
- 89) 注87)の况鍾の上奏中に
「如係洪武初以前古額官田，不許減科，仍照旧額納糧，若係洪武年間抄没官田，分豁原額并今減科糧數，明白保結完報」
とある。なお、注5)―1の拙稿の注6)「抄没田」の項を参照。
- 90) 『正徳松江府志』巻八・田賦中。
- 91) 元代の地主佃戸関係については、周藤吉之氏らの周知の業績があるが、筆者自身の粗い見とおしについては、「明清時代の土地制度」(岩波講座『世界歴史』12・中世6。1971年)で簡単に触れた。相田洋「『元末の反乱』とその背景」(『歴史学研究』361号, 1970年)は、いまなおこの分野での最近の包括的業績に属する。
- 92) もとより、こうした評価を確定するためには、植松正「元代江南の豪民朱清・張瑄について——その誅殺と財産官没をめぐって」(『東洋史研究』27巻3号。1968年)、同「元初江南における徴税体制について」(『東洋史研究』33巻1号・1974年)、及び注5)―6の拙稿などをもとに元代江南の籍没との比較研究をすることが必要である。
- 補注『匏翁家藏集』巻65「陳妣士墓誌銘」